

総社市聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 5 日

総社市長 片 岡 聡 一

総社市規則第 2 6 号

総社市聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則の一部を改正する規則

総社市聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則（平成 1 7 年総社市規則第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
（聴聞の公開） 第 1 0 条 略 2 行政庁は、前項の規定により聴聞の期日の審理を公開しようとするときは、その旨を当事者及び参加人（公開を相当と認める時までに法第 1 7 条第 1 項、県条例第 1 7 条第 1 項又は市条例第 1 7 条第 1 項の求めを受諾し、又はこれらの項の許可を受けている者に限る。）に通知するとともに、その聴聞の期日及び場所（以下この条において「<u>公示事項</u>」という。）を公示しなければならない。 3 前項の規定による公示は、<u>公示事項を次項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機（入出力装置を含む。次項において同じ。）の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。</u>	（聴聞の公開） 第 1 0 条 略 2 行政庁は、前項の規定により聴聞の期日の審理を公開しようとするときは、その旨を当事者及び参加人（公開を相当と認める時までに法第 1 7 条第 1 項、県条例第 1 7 条第 1 項又は市条例第 1 7 条第 1 項の求めを受諾し、又はこれらの項の許可を受けている者に限る。）に通知するとともに、その聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。 3 前項の規定による公示は、<u>行政庁の事務所の掲示板に掲示して行うものとする。</u>

改 正 後	改 正 前
<u>4 前項の方法は、行政庁の使用に係る電子計算機と公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。</u> <u>（１）行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの</u> <u>（２）インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２条第１項第９号の５イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの</u> <u>5 前３項の規定は、公開による聴聞の期日又は場所を変更した場合について準用する。</u>	<u>4 前２項の規定は、公開による聴聞の期日又は場所を変更した場合について準用する。</u>

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の総社市聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則第１０条の規定は、この規則の施行の日以後に同条第３項の規定による措置を開始した場合について適用し、同日前に当該措置を開始した場合については、なお従前の例による。